

高萩・北茨城広域事務組合議会事務局設置条例

昭和 59 年 6 月 15 日

条例第 9 号

改正 令和元年 10 月 1 日条例第 7 号

(事務局の設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 138 条第 2 項の規定に基づき、この高萩・北茨城広域事務組合議会に事務局を置く。

(職員の設置)

第 2 条 事務局に、事務局長、書記その他の職員を置く。

2 事務局長、書記その他の常勤の職員の定数は、別に条例で定める。

(委任)

第 3 条 法令又はこの条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、議長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年条例第 7 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。